

国 総 建 第 1 6 0 号
平成 22 年 10 月 15 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課



経営事項審査の審査基準の改正等について

公共工事を受注しようとする建設業者の経営を事前に評価する経営事項審査制度については、近年の建設投資の減少とそれに伴う競争の激化等を踏まえ、公共工事における適正な企業評価を実施する観点から、従来にも増して企業実態をより適正に評価できる仕組みに改善していくことが重要となっています。

このため、平成 22 年 3 月に発表した「入札契約制度の更なる改善」に基づき、中央建設業審議会において、経営事項審査の審査基準の改正について審議を行う（同年 7 月 26 日取りまとめ）とともに、虚偽申請防止対策の強化について検討を行ってきました。

今般、これらの審議・検討の結果を踏まえ、経営事項審査の審査基準について、ペーパーカンパニー対策など評価の適正化の観点、現下の社会経済情勢を踏まえた多様なニーズへの対応の観点から所要の改正を行うとともに、虚偽申請防止対策の強化のための運用面の改善を図ることとし、そのために必要な関連省令、事務取扱いに係る通知（別添参考）等の改正が平成 22 年 10 月 15 日付けで行われました。なお、審査基準の改正については平成 23 年 4 月 1 日から、虚偽申請防止対策の強化については平成 23 年 1 月 1 日から施行されることとなりました。

今回の改正の主要な内容は下記のとおりですので、貴団体におかれましてはその趣旨を十分御理解の上、経営事項審査の申請に当たって適切に対応されますよう、傘下の建設業者に対して周知指導方お願いします。

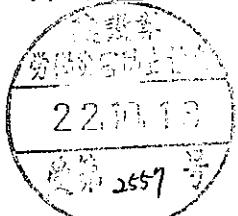
記

一 経営事項審査の審査基準の改正

1 技術者に必要な雇用期間の明確化

技術者の名義借り等の不正を防止するため、評価対象とする技術者を「審査基準日以前に 6 ヶ月を超える恒常的雇用関係のある者」に限定することとした。

また、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基



づく継続雇用制度対象者については、雇用期間が限定されても評価対象に含めることとした。

2 完成工事高の評点テーブルの上方修正

建設投資の減少により平均点が低下している完成工事高（X1 点）及び元請完成工事高（Z2 点）について、平成 22 年度の建設投資見込額のもとで平均点が制度設計時の平均点である 700 点となるよう評点テーブルを補正し、全体としてバランスのとれた評価を行うとともに、適切な入札機会を確保することとした。

この措置により、完成工事高（X1 点）は平均点で約 12 点の上昇、元請完成工事高（Z2 点）は平均点で約 91 点の上昇となる。

3 再生企業に対する減点措置

債権カット等により地域の下請企業等に多大な負担を強いた再生企業（民事再生企業及び会社更生企業）について、社会性等（W 点）の評価で、以下の減点措置を創設することとした。

- 再生期間中（手続開始決定日から手続終結決定日まで）は、一律マイナス 60 点（「営業年数」評価の最高点）の減点
- 再生期間終了後は、「営業年数」評価はゼロ年から再スタート

なお、この措置は平成 23 年 4 月 1 日以降に民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てを行う企業から適用することとした。

4 社会性等（W 点）の評価項目の追加

① 建設機械の保有状況

地域防災への備えの観点から、建設機械抵当法（昭和 29 年法律第 97 号）に規定する「建設機械」のうち、災害時に使用される代表的な建設機械（ショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベル）について、所有台数に応じて加点評価を行うこととした。（一台につき 1 点、最高 15 点）

なお、建設機械のリースが増えてきている現状を踏まえ、経営事項審査の有効期間（1 年 7 ヶ月）中の使用期間が定められているリースについても、同様に取り扱うこととした。

② ISO の取得状況

多くの都道府県等が発注者別評価点で評価している ISO9001 及び ISO14001 の取得状況について、受発注者双方の事務の重複・負担の軽減を図るため、経営事項審査の評価項目に追加することとした。（片方で 5 点、両方で 10 点）

二 虚偽申請防止対策の強化

経営事項審査の公正性を確保するため、虚偽申請防止対策の強化について次のとお

り運用面の改善を行うこととした。今後は審査行政庁（国及び都道府県）及び経営状況分析機関の確認事務がそれぞれ強化されるとともに、経営状況分析に係る異常値情報が審査行政庁に情報提供されるなど、双方の連携強化が図られる。

1 経営状況分析機関が行う疑義項目チェックの再構築

各経営状況分析機関が実施している異常値確認のための疑義項目チェックについて、倒産企業や処分企業の最新の財務データ等を用いて指標や基準値の見直しを行うこととした。また、一定の基準に該当する申請については、審査行政庁に直接情報提供する仕組みを創設することとした。

2 審査行政庁が行う相関分析の見直し・強化

各審査行政庁が実施している完成工事高と技術職員数値の相関分析について、最新のデータに基づいて基準値の修正を行うこととした。また、完成工事高が極端に大きい申請に加えて、新たに完成工事高に比べて技術職員数値が極端に高い（技術者の水増しの可能性がある）申請の抽出も開始するなど、運用を強化することとした。

3 審査行政庁と経営状況分析機関との連携強化

各審査行政庁において、新たに経営状況分析機関から提供される情報（1後半）も活用して適切に重点審査対象企業を選定し、証拠書類の追加徴収や原本確認、対面審査、立入等を効果的に行うことを促進することとした。また、経営状況分析部分に係る確認のための調査手順書を改訂することとした。

国総建第162号
平成22年10月15日

各地方整備局等建設業担当部長 あて
各都道府県建設業主管部局長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

「経営事項審査の事務取扱いについて」の一部改正について

今般、経営事項審査の審査基準等について、ペーパーカンパニー対策など評価の適正化の観点、現下の社会経済情勢を踏まえた多様なニーズへの対応の観点から所要の改正を行うため、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成22年10月15日国土交通省令第51号）が制定されるとともに、平成22年10月15日付け国土交通省告示第1175号をもって、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項に定める経営事項審査の項目及び基準が改正されたところであるが、これらを踏まえ、「経営事項審査の事務取扱いについて」（平成20年1月31日国総建第269号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

記

「経営事項審査の事務取扱いについて」（平成20年1月31日国総建第269号）の一部を次のように改正する。

○ Iの2の(1)のイを次のように改める。

イ 許可を受けた建設業に従事する技術職員は、建設業法第7条第2号イ、口若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者（以下「基幹技能者」という。）であつて、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限るものとする。

また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの（65歳以下の者に限る。）については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなす。

なお、継続雇用制度の適用を受けていることの証明は、別記様式第3号の提出によるものとする。

○ I の 3 の(2)を次のように改める。

(2) 建設業の営業継続の状況について

イ 建設業の営業年数について

- ① 建設業の営業年数は、法による建設業の許可又は登録を受けた時より起算し、審査基準日までの期間とする。なお、その年数に年末満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、平成23年4月1日以後の申立てに係る再生手続開始の決定又は更正手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けた時より起算するものとする。
- ② 営業休止（建設業の許可又は登録を受けずに営業を行っていた場合を含む。）の沿革を有するものは、当該休止期間を営業年数から控除するものとする。
- ③ 商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った沿革、1の(1)のチの②若しくは③に掲げる場合又は建設業を譲り受けた沿革を有する者であって、当該変更又は譲受けの前に既に建設業の許可又は登録を有していたことがある者は、当該許可又は登録を受けた時を営業年数の起算点とする。
- ロ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無については、平成23年4月1日以後の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更正手続終結の決定を受けていない場合に、減点して審査するものとする。

○ I の 3 に次のように付け加える。

(7) 建設機械の保有状況について

イ 建設機械とは、建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルをいうものとする。

ロ 建設機械の保有状況は、審査基準日において、建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結している場合に、その合計台数に応じて加点して審査するものとする。

(8) 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況については、審査基準日において、財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関によって国際標準化機構第9001号（ISO9001）又は第14001号（ISO14001）の規格による登録を受けている場合に、加点して審査するものとする。

ただし、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合には、加点対象としないものとする。

○ Iの4の(2)のイ中「3の(2)のイ」を「3の(2)のイの①」に改める。

○ 別紙の1（告示の別表第一関係）を次のように改める。

1 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点

告示第一の一の1に掲げる許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高については、告示の別表第一の区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて次の表に掲げる評点を与える。

(告示の別表第一関係)

| 区分 | 評点 |
|------|---|
| (1) | 2,309 |
| (2) | $114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$ |
| (3) | $101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$ |
| (4) | $88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$ |
| (5) | $89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$ |
| (6) | $89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$ |
| (7) | $75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$ |
| (8) | $76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$ |
| (9) | $76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$ |
| (10) | $64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$ |
| (11) | $62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$ |
| (12) | $64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$ |
| (13) | $50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$ |
| (14) | $51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$ |
| (15) | $51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$ |
| (16) | $50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$ |
| (17) | $51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$ |
| (18) | $39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$ |
| (19) | $36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$ |
| (20) | $38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$ |
| (21) | $39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$ |
| (22) | $38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$ |
| (23) | $25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$ |
| (24) | $25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$ |
| (25) | $34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$ |
| (26) | $42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$ |
| (27) | $24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$ |
| (28) | $28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$ |

| | |
|------|---|
| (29) | $34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$ |
| (30) | $26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$ |
| (31) | $19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$ |
| (32) | $22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$ |
| (33) | $28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$ |
| (34) | $16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 565$ |
| (35) | $19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 550$ |
| (36) | $24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 530$ |
| (37) | $13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 524$ |
| (38) | $16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 509$ |
| (39) | $20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 493$ |
| (40) | $14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 483$ |
| (41) | $11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 473$ |
| (42) | $131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 397$ |

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

○ 別紙の3の口（告示の別表第五関係）を次のように改める。

口 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の点数
(告示の別表第五関係)

| 区分 | 点数 |
|------|---|
| (1) | 2,865 |
| (2) | $119 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,270$ |
| (3) | $145 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 2,166$ |
| (4) | $87 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 2,079$ |
| (5) | $104 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,994$ |
| (6) | $126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,906$ |
| (7) | $76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,828$ |
| (8) | $90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,758$ |
| (9) | $110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,678$ |
| (10) | $81 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,603$ |
| (11) | $63 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,549$ |
| (12) | $75 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,489$ |
| (13) | $92 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,421$ |
| (14) | $55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,367$ |
| (15) | $66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,312$ |
| (16) | $79 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,260$ |
| (17) | $48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,209$ |

| | |
|------|---|
| (18) | $57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,164$ |
| (19) | $70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,112$ |
| (20) | $50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 1,072$ |
| (21) | $41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 1,026$ |
| (22) | $47 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 996$ |
| (23) | $57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 956$ |
| (24) | $36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 911$ |
| (25) | $40 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 891$ |
| (26) | $51 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 847$ |
| (27) | $30 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 820$ |
| (28) | $35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 795$ |
| (29) | $45 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 755$ |
| (30) | $32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 730$ |
| (31) | $26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 702$ |
| (32) | $29 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 687$ |
| (33) | $36 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 659$ |
| (34) | $22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 635$ |
| (35) | $27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 610$ |
| (36) | $31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 594$ |
| (37) | $19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 573$ |
| (38) | $23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 553$ |
| (39) | $28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 533$ |
| (40) | $19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 522$ |
| (41) | $16 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 502$ |
| (42) | $341 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 241$ |

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

○ 別紙の4を次のように改める。

4 その他の審査項目（社会性等）の評点

告示第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の2から8までに掲げる建設業の営業継続の状況（営業年数及び民事再生法又は会社更生法の適用の有無）、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理の状況（監査の受審状況及び公認会計士等数値）、研究開発の状況、建設機械の保有状況、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況については、告示の別表第六から別表第十四までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ～リの表に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数（又の算式において「告示の付録第二による点数並びにイ～リの点数の合計点数」という。）に応じて、又の算式によって算出されるその他の審査項目（社会性等）の評点を与える。その他の審査項目（社会性等）の評点が0に満たない場合は0と見なす。

- 別紙の4のトを次のように改める。
 - ト その他の審査項目（社会性等）

その他の審査項目（社会性等）の評点=告示の付録第二による点数並びにイ～リの点数の合計点数×10×190／200

- 別紙の4のトをヌとし、ロからヘをハからトとし、イの次に次のように付け加える。
 - ロ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数
(告示の別表第七関係)

| 区分 | (1) | (2) |
|----|-----|-----|
| 点数 | 0 | -60 |

- 別紙の4のトの次に次のように付け加える。
 - チ 建設機械の保有状況の点数
(告示の別表第十三関係)

| 区分 | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 点数 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 |

| 区分 | (8) | (9) | (10) | (11) | (12) | (13) | (14) |
|----|-----|-----|------|------|------|------|------|
| 点数 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 |

| 区分 | (15) | (16) |
|----|------|------|
| 点数 | 1 | 0 |

- リ 國際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数
(告示の別表第十四関係)

| 区分 | (1) | (2) | (3) | (4) |
|----|-----|-----|-----|-----|
| 点数 | 10 | 5 | 5 | 0 |

- 別記様式第2号を次のように改める。

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、
〇〇〇の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度における計算書
類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、
我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を
しん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係
る内容について適正に処理されていることを確認しました。

地方整備局長
北海道開発局長

知事 殿

年 月 日

商号又は名称
所属・役職

氏名

印

以上

記載要領

「地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」

○ 別記様式に次の1号を付け加える。

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

地方整備局長 年 月 日
北海道開発局長
知事 殿 住所
商号又は名称
代表者氏名 印

記載要領

- 1 「 地方整備局長
　北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
　知事」
 - 2 規則別記様式第25号の11・別紙2の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者（65歳以下の者に限る。）について記載すること。
 - 3 通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第25号の11・別紙2の記載と統一すること。

附 則

この通知は、平成23年4月1日から適用する。